

平成 22 年 2 月 22 日  
【照会先】  
社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課相談支援係  
(担当・内線) 相談支援係長 松山 政司(3149)  
相談支援係 中村 光輝(3149)  
富樫 大輔  
(代表電話) 03 (5253) 1111

## 障害者自立支援法における 障害者相談支援事業の実施状況等について

平成 21 年 8 月に行った障害者相談支援事業の実施状況等について、今般取りまとめましたので、公表します。

### 【調査目的】

障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害保健福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要である。

そうしたことから、更なる相談支援事業の充実を図っていくため、昨年度に引き続き、全市町村（市町村数 1,798）及び全都道府県を対象として、平成 21 年 4 月時点の相談支援事業の実施状況に関する調査を実施した。

### 【ポイント】

#### I 障害者相談支援事業（いわゆる「一般的な相談支援」）

- 平成 21 年 4 月時点の一般的な相談支援の運営方法については、事業の対象とする障害の種類を定めていない「3 障害一元化」して実施の市町村が 74% であり、増加傾向にある。
- 平成 21 年 4 月時点の一般的な相談支援の対応日・対応時間については、24 時間 365 日対応している市町村の割合が 28% となっている。

#### II 地域生活支援事業（居住サポート事業、成年後見制度利用支援事業）

- 平成 21 年 4 月時点の実施市町村の割合は、居住サポート事業が 12%、成

年後見制度利用支援事業が 38% であり、依然として低調である状態が続いている。

### III サービス利用計画作成費

- 平成 21 年 4 月時点のサービス利用計画作成費の利用者は 2,731 人であり、前年同月より 812 人増加しているが、依然として低調である状態が続いている。

### IV 相談支援従事者初任者研修及びサービス管理責任者研修

- 平成 18 年度から平成 20 年度までの間の、相談支援従事者初任者研修修了者の合計は 35,289 人であり、サービス管理責任者研修修了者の合計は 39,454 人となっている。

### V 指定相談支援事業所等

- 平成 21 年 4 月時点の指定相談支援事業所数は 2,913 と増加し、これに伴い、指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の数も 4,908 人と増加している。

### VI 自立支援協議会

- 平成 21 年 4 月時点の自立支援協議会の設置の割合は、市町村が 79% と増加し、都道府県は 100% となっている。

#### 【調査結果の概要（市町村）】（括弧内は別添資料 1：調査結果（市町村）のページ数）

##### 1 障害者相談支援事業（いわゆる「一般的な相談支援」）

- 平成 21 年 4 月時点の実施方法は、直営のみが 23%、委託を含むが 77% であり、その割合には大きな変化はない。（1P）

〈障害者相談支援事業の実施方法〉

実施方法	平成 19 年 4 月	平成 20 年 4 月	平成 21 年 4 月
直営のみ	25%	22%	23%
委託を含む	75%	78%	77%

- 平成 21 年 4 月時点の運営方法は、3 障害者一元化して実施している市町村の割合が年々増加。

一方、障害種別ごとに実施している市町村の割合は年々減少。

〈障害者相談支援事業の運営方法〉

運営方法	平成 19 年 4 月	平成 20 年 4 月	平成 21 年 4 月
3 障害者一元化して実施	60%	63%	74%

障害種別ごとに実施	37%	32%	23%
地域包括支援センターと一緒に実施	3%	5%	3%

- 平成 21 年 4 月時点の対応状況は、24 時間 365 日対応している市町村の割合が 28%となっている。(1P)

- ・ 平成 21 年 4 月時点の各市町村における障害者相談支援事業の対応日は、「365 日対応している」は 30%、「平日（月～金）のみ対応している」は 49%、「平日（月～金）+土曜日対応している」は 13%、「その他」は 8%。(1P)
- ・ 平成 21 年 4 月時点の各市町村の障害者相談支援事業の対応時間は、「24 時間対応（夜間は宿直により対応）」は 11%、「24 時間対応（夜間は携帯電話により対応）」は 35%、「24 時間対応していない」は 54%。(1P)

- 平成 21 年 4 月時点のピアカウンセリングの実施市町村の割合は、実施が 39%、平成 21 年度中に実施予定が 4 %、未実施が 57%となっている。(2P)
- ・ 未実施市町村 1,024 における未実施の主な理由は、「利用希望者がいない」、「人材の確保が困難」等となっている。

## 2 市町村相談支援機能強化事業について

- 平成 21 年 4 月時点の実施市町村の割合は 44%であり、年々わずかに増加。(3P)
- ・ 実施市町村の割合は、平成 19 年 4 月は 35%、平成 20 年 4 月は 40%、平成 21 年 4 月は 44%。(3P)
  - ・ 未実施市町村 974 における未実施の理由は、「既存の相談支援体制で対応可能」が最も多く 575、次いで「専門職員の確保が困難」が 388 となっている（重複あり）。(3P)

## 3 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について

- 平成 21 年 4 月時点の実施市町村の割合は 12%であり、低調である状態が続いている。(4P)
- ・ 実施市町村の割合は、平成 19 年 4 月は 12%、平成 20 年 4 月は 11%、平成 21 年 4 月は 12%。(4P)
  - ・ 未実施市町村 1,534 における未実施の理由は、「利用希望者がいない」が最も多く 776、次いで「入居支援を実施できる人材の確保が困難」が 668 となっている（重複あり）。(4P)
- しかしながら、平成 20 年度居住サポート事業の利用者のうち、一般住宅

への入居に結びついた件数は 713 件であり、平成 19 年度より 390 件増加。

(5P)

- ・ 入居に結びついた件数は、平成 18 年度は 118 件、平成 19 年度は 323 件、平成 20 年度は 713 件。(5P)

#### 4 成年後見制度利用支援事業について

○ 平成 21 年 4 月時点の実施市町村の割合は 38% であり、年々わずかに増加。

(6P)

- ・ 実施市町村の割合は、平成 19 年 4 月は 28%、平成 20 年 4 月は 31%、平成 21 年 4 月は 38%。(6P)
- ・ 未実施市町村 1,016 における未実施の理由は、「利用希望者がいない」が最も多く、697、次いで「財源の確保が困難」が 252 となっている。(重複あり) (6P)

○ 平成 20 年度の利用者数は 339 人であり、平成 19 年度より 67 人増加。(6P)

- ・ 平成 19 年度 272 人 → 平成 20 年度 339 人 (67 増) (6P)
- ・ 平成 21 年 4 月の利用者数 339 人のうち、「申立費用のみ助成」は 241 人、「成年後見人の報酬のみ助成」は 50 人、「申立費用及び成年後見人の報酬を助成」は 48 人となっている。(7P)

○ 対象者については、「市町村長申立てのみ」が「市町村長申立て以外も含む」を上回っている。(7P)

- ・ 対象者については、平成 19 年度までは「市町村長申立て」に限定していたところであるが、成年後見制度の利用を促進する観点から、平成 20 年度より「市町村長申立て以外も含む」とこととした。
- ・ しかしながら、実施市町村 686 のうち、「市町村長申立てのみ」が 509 (74%)、「市町村長申立て以外も含む」が 177 (26%) となっている。(7P)

#### 5 サービス利用計画作成費について

○ 平成 21 年 4 月時点のサービス利用計画作成費の支給認定者数と利用者数は、どちらも前年同月を上回っている。(8P)

- ・ 支給認定者は、平成 20 年 4 月は 2,268 人、平成 21 年 4 月は 3,354 人。(8P)
- ・ 利用者は、平成 20 年 4 月は 1,919 人、平成 21 年 4 月は 2,731 人。(8P)

○ 平成 21 年 4 月時点の利用者の支給認定者に対する割合は、前年同月を下回っている。(8P)

- ・ 利用者の支給認定者に対する割合は、平成 20 年 4 月は 85%、平成 21 年 4 月は 81%。

(8P)

## 6 地域自立支援協議会について

- 平成 21 年 4 月時点の設置市町村の割合は 79% であり、前年同月より 13% 増加。 (9P)
  - ・ 平成 21 年 4 月時点の未設置市町村のうち、「平成 21 年度中に設置予定」が 197(11%) であることから、平成 22 年 3 月末には、設置市町村の割合が 90% となる見込み。 (9P)
  - ・ 平成 20 年 4 月 1,188 市町村 → 平成 21 年 4 月 1,426 市町村 (238 増) (9P)  
【参考】
    - ・ 平成 20 年 4 月 741 協議会 → 平成 21 年 4 月 953 協議会 (212 増)
- 平成 21 年 4 月時点の 953 協議会のうち、障害当事者団体・障害当事者がメンバーとなっている自立支援協議会の割合は 83% となっている。 (9P)
  - ・ 自立支援協議会における構成メンバー（所属別）については、「障害者福祉サービス事業者」をメンバーとしている協議会の割合が最も多く 85%、次いで「障害当事者団体・障害当事者」83%、 「市町村、都道府県（行政職員）」77% となっている（重複あり）。(9P)

【調査結果の概要（都道府県）】（括弧内は別添資料 2：調査結果（都道府県）のページ数）

### 1 都道府県相談支援体制整備事業（アドバイザー事業）について

- 平成 21 年 4 月時点の実施都道府県の割合は 66% となっている。 (1P)
  - ・ 実施都道府県の割合は、平成 19 年 4 月は 57%、平成 20 年 4 月は 68%、平成 21 年 4 月は 66%。 (1P)
  - ・ 実施都道府県 31 のアドバイザーの業務内容は、「地域のネットワーク構築に向けた指導、調整」が最も多く 28、次いで「地域で対応困難事例に係る助言」27、「広域的な課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援」24、「相談支援従事者のスキルアップに向けた指導」22、「地域における専門的支援システムの立ち上げ援助」20、「地域の社会資源の点検、開発に関する援助」18 となっている（重複あり）。(2P)

### 2 障害児等療育支援事業について

- 47 都道府県（政令指定都市・中核市を含む。）のうち、2 都道府県が未実施。 (3P)
  - ・ 都道府県の実施状況は、実施が 45、未実施が 2 であり、政令指定都市・中核市の

実施状況は、実施が 47、未実施が 12 となっている。 (3P)

### 3 特別対策事業（障害者自立支援対策臨時特例交付金）について

- 平成 20 年度の「相談支援体制整備特別支援事業」は、43 都道府県が実施。  
(4P)
  - ・ 実施都道府県 43 における実施状況は、「特別アドバイザー派遣事業を実施」が最も多く 40、次いで「相談支援事業立ち上げ支援事業を実施」26、「ピアサポート強化事業を実施」23 となっている（重複あり）。(4P)
- 平成 21 年度の「制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業」は、45 都道府県が実施予定。(4P)
  - ・ 実施予定都道府県 45 における平成 21 年度の実施予定事業は、「特別アドバイザー派遣事業」が最も多く 40、次いで「地域自立支援協議会運営強化事業」21、「相談支援発展推進支援事業」19、「居住サポート事業立ち上げ支援事業」13、「ピアサポートセンター等設置推進事業」11 となっている（重複あり）。(4P)
- 平成 20 年度の「相談支援充実・強化事業」は、14 都道府県が実施。(4P)
  - ・ 実施都道府県 14 における実施状況は、「障害者等に対する障害福祉施策に係る説明会・相談会の実施」が最も多く 11、次いで「障害者等に対する家庭訪問の実施」が 9 となっている（重複あり）。(4P)

### 4 相談支援従事者研修について

- 平成 18 年度から平成 20 年度までの間の初任者研修修了者の合計は、35,289 人。(5P)

〈初任者研修〉(5P)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実施回数（全国合計）	62 回	57 回	58 回
修了者数（全国合計）	18,803 人	9,793 人	6,693 人

【参考】

〈現任研修〉(5P)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実施回数（全国合計）	27 回	31 回	29 回
修了者数（全国合計）	1,156 人	1,196 人	1,016 人

### 5 指定相談支援事業所等について

- 平成 21 年 4 月時点の指定相談支援事業所数は 2,913 であり、前年同月よ

り 178 増加。 (6P)

- ・ 平成 20 年 4 月 2,735 事業所 → 平成 21 年 4 月 2,913 事業所 (178 増) (6P)
  - ・ 指定相談支援事業所 2,913 のうち、市町村から障害者相談支援事業（一般的な相談支援）の委託を受けている事業所は、1,851 (64%) となっている。
- これに伴い、平成 21 年 4 月時点の指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の数は 4,908 人と増加。 (6P)
- ・ 指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の数は、平成 19 年 4 月は 2,523 人、平成 20 年 4 月は 4,431 人、平成 21 年 4 月は 4,908 人。 (6P)

## 6 サービス管理責任者研修について

- 平成 18 年度から平成 20 年度までの間の研修修了者の合計は、39,454 人。 (7P)
- 平成 20 年度の研修の修了者は全分野で 16,577 人であり、平成 19 年度より 3,465 人増加。 (7P)

〈サービス管理責任者研修の修了者数〉(全国合計) (7P)

分野	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護	2,775 人	4,172 人	5,265 人
児童	926 人	823 人	1,137 人
地域生活（知的・精神）	3,322 人	3,795 人	4,604 人
地域生活（身体）	369 人	503 人	477 人
就労	2,373 人	3,819 人	5,094 人
合計	9,765 人	13,112 人	16,577 人

### 【参考】

〈サービス管理責任者研修の実施回数〉(全国合計) (7P)

分野	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
共通講義	53 回	57 回	61 回
介護	48 回	61 回	66 回
児童	44 回	48 回	52 回
地域生活（知的・精神）	49 回	61 回	65 回
地域生活（身体）	39 回	41 回	38 回
就労	47 回	59 回	63 回

## 7 都道府県自立支援協議会について

- 平成 21 年 4 月時点の設置都道府県の割合は 100% であり、全都道府県が設置済みとなった。 (8P)

注 1 都道府県については、要綱等の作成はしているが、会議は開催していない。

- ・ 自立支援協議会における協議項目は、「都道府県内の圏域ごとの相談支援体制の状

況を把握・評価し、整備方策を助言」が最も多く 33、次いで「相談支援従事者の研修のあり方を協議」と「専門的分野における支援方策についての情報や知見を共有、普及」24、「相談支援体制整備特別支援事業について」20、「都道府県障害者福祉計画の作成・具体化に向けた協議」17 となっている（重複あり）。（9P）

- ・ 自立支援協議会の活性化に向けての工夫は、「圏域ごとにアドバイザーを配置、又は地域の特性や地域ニーズに応じたアドバイザーを派遣することにより、相談支援体制の充実に向けた支援を行う」が最も多く 28、次いで「圏域ごとに圏域調整会議や協議会等を設置し、地域の状況把握に努める」17、「地域自立支援協議会の運営状況を確認する職員を配置（委託可）」12 となっている（重複あり）。（9P）
- ・ 自立支援協議会の運営に関する課題は、「市町村や地域自立支援協議会との連携方法がわからない」が最も多く 20、次いで「都道府県の課題（人材養成、地域移行等）を把握することができない」12、「障害福祉サービスの実施状況や基盤整備の状況を把握することができない」9 となっている（重複あり）。（9P）